

令和 5 年 第 2 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

陳情第 6 号

| 陳情 番号 | 件 名 | 付 託 委員会 | 審 査 結 果 | | | | 頁 |
|----------|------------------------------------|------------|---------|-----|---|-----|---|
| | | | 日 | 委員会 | 日 | 本会議 | |
| 6 | 全国靈感商法対策弁護士 連絡会の不当な声明に対 する陳情 | | | | | | 3 |

| | | | |
|---------|----------------------------|-------|-----------|
| 陳 情 番 号 | 6 | 受理年月日 | 令和5年5月31日 |
| 陳情人住所氏名 | 府中市日新町1-4-1 山 崎 敦 子 外2人 | | |
| 件 名 | 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情 | | |

〔要望要旨〕

- 1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの議決を行わないようにしてください。
- 2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。

〔理由〕

1 要旨1について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」といいます。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」といいます。）を公表し、声明文を全国の1,788自治体に送付したと発表しました。本件声明は、貴議会にも届いていると思われます。本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」といいます。）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」といいます。）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し（下記3参照）、憲法違反となるおそれが大いにあります。

2 要旨2について

世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けています。

仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえます。

3 本件声明が国連宣言に違反すること

宗教又は信条に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する国連宣言（1981年国連総会採択）より

国連では、宗教及び信念に基づく全ての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択しています。そこには、全ての国は「宗教及び信念の自由

についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」、「必要なあらゆる措置をとること」を決意したと述べられています。

全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見をあおり、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置を取るべきです。

4 本件声明（全国弁連声明の4つの趣旨）が憲法違反となること

(1) 本件趣旨1について

本件趣旨1は、家庭連合による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたいというものです。

しかし家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。

(2) 本件趣旨2及び3について

本件趣旨2は、政治家に対し、「家庭連合との関係断絶」をお願いするというものです。同3は、かかる関係断絶を明らかにするため、議会に対し、関係を断絶する議決を求めるというものです。しかし、政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由（憲法19条）により決せられるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではありません。

(3) 本件趣旨4について

本件趣旨4は、貴議会議員全員に対し、家庭連合及び関連団体との関係の有無を調査し、関係があった場合にはその経緯や事実等を調査・公表することを求めるものです。

政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由及び政治活動の自由により決せられるべきであり、特に特定の宗教団体との関係について調査・公表することは、信教の自由を侵害し、憲法違反となることは明白です。

以上

付託する委員会